

平成 22 年 2 月 5 日  
消 防 厅

## 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）等に対する意見募集の結果

消防庁では、「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）」等について、平成 21 年 11 月 25 日から平成 21 年 12 月 24 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、4 件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表します。

### 1 改正内容・理由

今回の改正は、共同住宅への福祉施設等の入居によって、新たに設置が必要となる消防用設備の設置のうち共同住宅部分に設置するものについて、一定の区画等を要件として設置を免除するとともに、特定共同住宅等の特例を福祉施設等が一部に入居する共同住宅にも適用することとしたものです。

これは、「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」（座長：室崎 益輝 関西学院大学総合政策学部教授）による報告書において、「グループホーム等における入所者の避難安全性が確保されれば、他の一般住戸については、グループホーム等の入居により危険性が高まることはない」ことから、対応策を講じるのが適当されたことを踏まえたものです。

### 2 意見募集の結果

省令案等の概要について、平成 21 年 11 月 25 日から平成 21 年 12 月 24 日までの間、意見を募集したところ、4 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

### 3 省令等の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）」、「消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 8 号）」及び「消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（平成 22 年消防庁告示第 2 号）」を平成 22 年 2 月 5 日に公布しました。



（事務連絡先）総務省消防庁予防課

（担当：藤原補佐、荒川事務官）

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

【複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令  
 (案) 等についての御意見及び御意見に対する考え方】

| 番号   | 御意見の概要  | 御意見に対する考え方  |
|------|---|---|
| No.1 | 改正省令の対象となる複合用途防火対象物は、共同住宅並びに有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム及び障害者ケアホーム・グループホームの用途のみに供するものに限定されているが、なぜ老人短期入所施設や養護老人ホーム等が含まれていないのか理由をお教え願いたい。  | 今回の改正においては、認知症高齢者や障害者の生活の場として、他の一般住戸と同様の区画単位で組み込まれ、家具・調度等の可燃物、調理器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様である居住型福祉施設を対象としております。この観点から、不特定多数の者が利用する施設や短期間で入所者が入れ替わる施設及び制度的に共同住宅への入居は想定されない施設を対象から除いております。  |
| No.2 | 共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備にあっては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者又は当該関係者に雇用されている者（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置であればよく、例えば、福祉施設等部分の感知器の作動と連動して起動する緊急通報装置等の通報先として、関係者等が常時いる場所を登録すること等が考えられます。 |   |
| No.3 | グループホーム等が集合住宅に入居することによって、他の住居にも自動火災報知設備等の設置が必要となって、家主に負担が生じてしまう場合があり、グループホームの開設に支障が出ている。したがって、1日も早く、今回の改正案のとおり、省令が改正されることを要望する。   | 賛成の御意見として承ります。  |
| No.4 | 現行の複合用途の取り扱いを現実に即して改める主旨は適切であると考える。ただ、以下の事項についても、同様の課題が指摘され、グループホーム、ケアホームの普及に大きな支障が生じていることから、是非今回の改正にあわせて解決すべき。<br>1) 特定一階段等防火対象物については、自動火災報知設備が必要な場合がある。                               | 前段については、賛成の御意見として承ります。<br>後段1)については、特定一階段等防火対象物は、避難経路が限定されることから、早期に消火・避難行動を開始する必要があり、共同住宅部分で出火した場合に、福祉施設部分の危険性が大きいと考えられるため、自動火災報知設備の設置が必要であると考えます。なお、階段が一つしかない建物であっても、①グループホーム等の部分が1階及び2階だけに存する場合、②当該階段が屋外階段又は避難上有効な開口部を有する屋内階段である場合は、特定一階段防火対象物には該当しないため、今回の省令の適用が可能です。<br>後段2)については、用途や管理権原が分かれている防火対象物にお |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>2) 共同住宅の部分も含め全体で収容人員が 30 人以上 ((6) 項口が存する場合には、10 人以上) の場合、防火管理の義務が生ずる。</p> <p>3) (6) 項口は「みなし従属」が適用されないので、規模にかかわらず複合用途となる。また、「みなし従属」が適用されない場合、(6) 項口、ハの項区分が入居者の行動能力に依存して可変性が高いことから、入居者の人的要因による影響が他の住民に及ぶこととなり理解が得られない。(現行では、消防法施行令第 1 条の 2 第 2 項に基づいて、主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の 90% 以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup> 未満である場合における当該独立した用途に供される部分は、従属性的な部分として主たる用途と同一の用途にみなされている。)</p> <p>4) 消防法において、グループホーム等が住宅部分と認められることによって、他法令においても、住宅以外の用途として規制が行われている。</p> | <p>いても、火災時の消火・通報・避難という一連の活動を建物全体として組織的・体系的に展開する必要上、防火対象物全体として防火管理者の設置等の体制がとられる必要があると考えます。その場合の収容人員の基準としては、不特定多数の者又は災害時要援護者等を収容する防火対象物の場合には、これに起因する火災危険性に着目して、これらの者のみを収容する防火対象物に関する基準と同等のものを用いることが適当であると考えます。</p> <p>後段 3) については、令別表第一 (6) 項口に掲げる防火対象物は、火災発生時にその危険性を認識できず、又は危険性を認識できたとしても自力で避難する能力に著しく乏しい者が入所・入居し、かつ、職員が入所・入居者の避難介助に専念せざるを得ないことから、極めて小規模の施設であっても、一旦火災が発生すると収容人員が危険にさらされる蓋然性が高いと考えられるため、いわゆる「みなし従属」の取扱いの対象外としているものです。また、この趣旨を踏まえれば、入居者の避難困難性に応じて用途を分ける取扱いとすることが合理的であると考えます。</p> <p>後段 4) については、消防法令における規制と、他法令における規制は趣旨・目的を異にするものであり、各法令を所管する行政機関において判断されるべきものと考えます。</p> |
|--|---|--|